

不利益処分に係る処分基準（法令）

番号	法令名及び条項	処分の概要	担当課名
2	理容師法(昭和22年法律第234号)第14条	閉鎖命令	生活衛生課

1 理容師法第14条に基づき、営業者に命じる閉鎖命令の処分に係る審査基準は次のとおりとする。

- (1) 理容所の開設者が、法第11条の4若しくは第12条の規定に違反したとき、又は理容師以外の者若しくは法第10条第2項の規定による業務の停止処分を受けている者にその理容所において理容の業を行わせたときであって、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。
- (2) 当該理容所において業を行う理容師が法第9条の規定に違反し、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。ただし、当該理容所の開設者が、理容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽くしたときは、この限りではない。

2 処分期間は、次のとおりとする。
改善するために要する相当期間。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。